

平成 27 年度 事業計画書(案)

1 事業実施方針

平成 27 年度は、広く事業の周知を図るとともに事業者に対する受審を推進するため、次の 3 項目に重点を置く。

- 評価基準 新規評価基準については策定の検討を行うとともに、改定が必要な分野については、見直しを進める。
- 評価機関 募集及び認証を行うとともに、評価の質の向上と安定を目指し評価者研修会(養成、継続)を実施する。
- 事業広報 受審事業者数を増やすため、事業者の参集する研修会等における積極的な広報に努める。

2 事業実施に関する事項

番号	事業内容	実施予定	実施場所	備考
1	推進委員会の開催	3回程度 6月 11月 2月	県庁 会議室	・第三者評価事業の重要事項の調査審議 ・第三者評価機関の認証 ・苦情への対応
2	評価機関の募集	1回	-	・募集期間 H27.9 以降
3	評価者養成研修会の実施	1回	県内	・H27.9 実施予定
4	評価者継続研修会の実施	1回	県内	・H28.3 実施予定
5	普及啓発	-	全県	・各事業者等向け P R ・一般向け P R ※別紙参照
6	評価基準の検討及び策定	-	-	・新規策定 ・該当分野については、改定

(別紙)

宮城県福祉サービス第三者評価の普及啓発について

県は、個々の事業者の福祉サービスの質の向上や、利用者の適切なサービス選択に資するための情報提供を行うため、福祉サービス第三者評価の受審について推進する。

1 方針

- (1) 受審に向け、各福祉サービス事業者への事業の周知と事業への理解を深めてもらうことを目的として、事業者の参集する会議や研修会等におけるPRを積極的に行う。
- (2) 福祉サービス利用者の「安心」と「信頼」のため、電子媒体や広報誌などを活用し、広く県民へPRする。

2 平成27年度の計画

- (1) PRを行う会議、研修会等（事業者向け）
パンフレットの配布及び概要説明
 - ・障害福祉サービス事業所等集団指導(6/26開催)
 - ・介護サービス事業者集団指導(仙台市及び保健福祉事務所毎開催予定)
 - ・社会福祉施設中堅・監督職員研修(7/2開催、県社協主催)
 - ・保育所長研修(8/25開催、県社協主催)
 - ・宮城県老人福祉施設協議会研修会(12月開催予定)
- (2) PRを行う電子媒体や広報誌（一般向け）
 - ・社会福祉課ホームページ 内容変更等について随時周知
 - ・保健福祉事務所、市区町村社会福祉協議会等 ... チラシ配架依頼
 - ・県内市町村社協広報 依頼予定
 - ・福祉人材センター 窓口PR及びチラシ配架依頼
- (3) 受審済施設へのアンケート調査に基づくPR
受審した施設へのアンケート調査を行い、分析した結果を組織内の効果や対外的な効果についてのPRに活用する。